

ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会
連合会公式
キャラクター
ユキマサくん



第7話

『日立家の相続』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な事例や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※第1話～第6話は、茨城県行政書士会ホームページにて、「行政いばらき」バックナンバーでご覧いただけます。

くらし行政書士が、事務所の窓を開けようとして、「ユキマサ君、換気するからちょっとごめんね・・・あれ？今日はなんだか暖かいねえ、新春とは名ばかりかと思っていたけど、やっぱり春は近づいているんだねえ」とつぶやいていますと、おもてに見知らぬ人影が・・・お客様の登場です！

相 = 相談者 **行** = 行政書士

相 あもう、去年祖母が亡くなりまして、相続手続きをしなくちゃと思っているのですが、遺産といっても古い祖母の家と、畑と、貯金が幾らかで、伯母から私にすべてあげると言われちゃって。どうしたらいいですか？

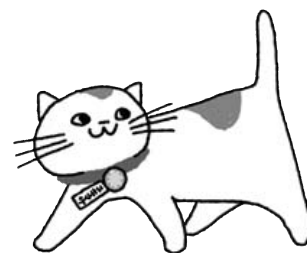
そこで、いつものようにくらし先生は、相続人の範囲を聞き取って、相続関係を図に書きました。

行 そうすると、お祖父さんは20年以上前に亡くなっていて、子どもは伯母さんの玉子さんと、あなたのお父さんの不二夫さんの二人。そして、不二夫さんはご夫婦でドライブ中に交通事故で二人とも5年前に亡くなり、そのお子さんはあなたとお兄さんの寅衛門さんの二人。ところが、寅衛門さんも、一昨年前に独身で子どももないまま旅立たれたと・・・

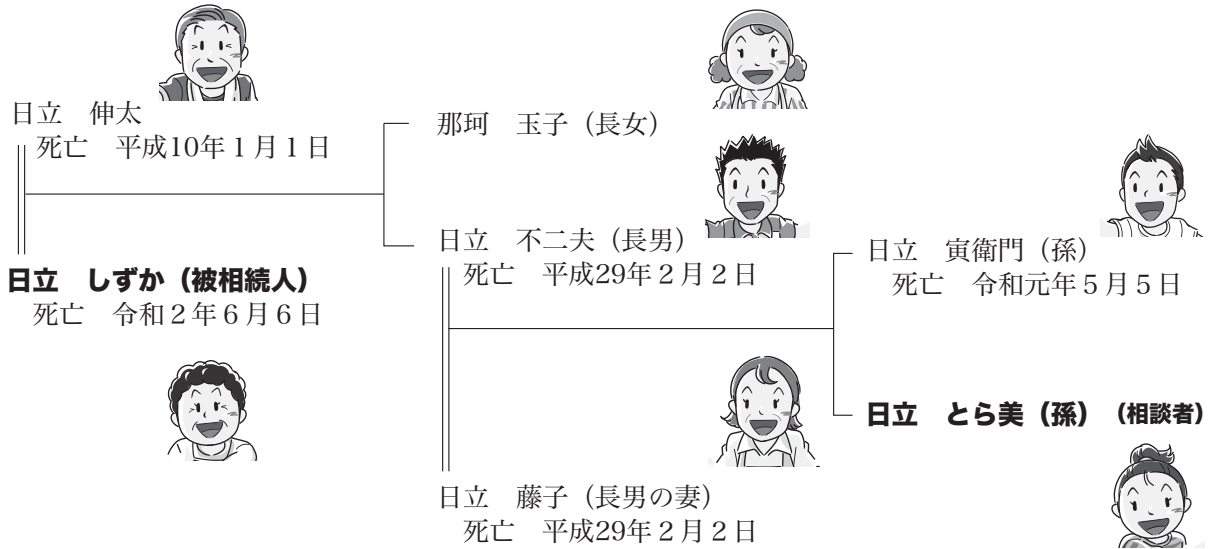
相 はい、兄は父の事業を借金ごと継いで頑張っていたのですが、ガンの兆候があったのに、私にも伯母にも話さず、入院したときは既に手の施しようがないと言われました・・・。

5年前の両親の相続の時は兄と相談して、兄にすべて任せる代わりに私は借金を背負わなくて良いよう、家庭裁判所で相続放棄をしました。

あの、私は両親の相続の時に家庭裁判所で相続放棄しているのに、その後亡くなった祖母の相続人となることはできますか？ それから、私は農家でないのに、畑を相続できますか？ 良く知らないのですが、農地法の許可が必要ですか？



被相続人 日立 しずか 相続関係説明図



〈参照条文〉

民法第939条

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

民法第887条第2項

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、(中略) その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

くらし先生は、にっこりして答えました。

行

日立さんはお祖母さまをご相続できますよ。相続放棄はあくまでご両親の相続について、相続人では無かったものとして扱われます。条文でも、『被相続人の子の子』が代襲相続人になるのであって、『被相続人の子の相続人』ではない、というところですね。このパターンと異なり、再転相続の場合は、要注意ですが・・・。

そして、日立さんは相続人ですので農地法の許可がなくても畑を相続できますよ。

後日、日立家の相続手続きが終わってしばらくたった頃、くらし行政書士が日立さんから電話を受けて、嬉しそうにユキマサ君に話しかけました。

「日立さんが相続した土地を、近くの農家さんに譲ることが決まったそうで、農地移転の手続きをご依頼いただいたよ。日立さんは農家でないから一所懸命探したそうだよ。農地が活かされることになって良かったよねえ、ユキマサ君。」

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

行政書士
くらしまもる
(「くらし事務所」
で働く行政書士。
独身。)



(文：石神 敦子)